

○室戸市海洋深層水給水施設設置及び管理条例施行規則

平成12年3月31日

規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、室戸市海洋深層水給水施設設置及び管理条例（平成12年条例第30号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(給水の申込み)

第2条 条例第8条第1項の規定による海洋深層水（室戸市室戸岬町高岡沖水深200メートル以深の海洋深層水をいう。）並びに海水淡水化装置から製造する脱塩海洋深層水及び濃縮海洋深層水（以下「深層水」という。）の給水の申込みは、次の各号に掲げる給水対象区分に従い、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 条例第6条第1号の規定による深層水商品の開発研究の申込みは、別記様式第1号によるものとする。
- (2) 条例第6条第2号の規定による深層水商品の製造の申込みは、前号の開発研究を終了した後、別記様式第2号によるものとする。
- (3) 条例第6条第3号から第9号までの規定による深層水の使用の申込みは、別記様式第3号によるものとする。
- (4) 市長に本市への進出を申し出ている県外企業等で、開発研究を終了して、進出の規模等を調査、検討するための市場調査用として商品の製造を行う場合の深層水の使用の申込みは、別記様式第9号によるものとする。

(専用給水管の設置及び管理)

第3条 室戸市海洋深層水給水施設から分岐して設ける専用給水管（これに附属する給水ポンプ及び附属給水用具を含む。）及び水量メーター（以下「専用給水管」という。）の設置及び管理は、深層水の給水の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が行うものとする。ただし、水量メーターの設置及

び管理は、すべて市長の指示により行うものとする。

- 2 使用者は、専用給水管に漏水その他の異常があると認めたときは、直ちに市長に届け出るとともに、修繕その他必要な処置を講じなければならない。

(専用給水管の工事計画等の承認及び検査)

第4条 使用者は、専用給水管の新設、改造、移設、修繕又は撤去の工事をしようとするときは、あらかじめ、その計画及び設計について市長の承認を受け、かつ、完成後直ちに検査を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の工事の施工に当たって必要があると認めたときは、立会し、監督を行うことができる。

- 3 第1項の規定による専用給水管の工事計画及び設計の承認申請は、当該工事に着手する日の1月前までにしなければならない。

- 4 前項の規定による申請は、別記様式第5号によるものとする。

(専用給水管の設置基準)

第5条 専用給水管の設置基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水圧、土圧その他荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、漏水又は汚水混入のおそれがないものであること。
- (2) 凍結、衝撃、温度の変化等により破損を生ずるおそれのある箇所には、適切な防護の措置を講ずること。
- (3) 給水管の口径は、その使用条件を満たすものであること。
- (4) 水量メーターは、別表の基準に適合するものであること。

(給水の決定通知)

第6条 市長は、第2条の規定による給水の申込みを受けたときは、その者の使用水量、使用目的その他必要な事項を決定し、当該申込者に通知するものとする。この場合において、給水できないときは、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定による給水の決定の通知は、別記様式第4号によるものとする。

(給水期間)

第7条 深層水の給水期間は、次の各号に掲げる給水対象区分の定めるところによる。

- (1) 条例第6条第1号の規定による深層水商品の開発研究の給水期間は、1年以内とする。ただし、給水期間終了後も引き続き給水を受けようとするときは、最長1年間の更新の手続を経るものとする。
- (2) 条例第6条第2号から第6号までの規定による給水対象区分の給水期間は、3年以内とする。ただし、給水期間終了後も引き続き給水を受けようとするときは、3年ごとに更新の手続を経るものとする。
- (3) 条例第6条第2号のうち、深層水商品の市場調査用の製造を行う場合の給水期間は、6月以内とする。ただし、給水期間終了後も引き続き給水を受けようとするときは、最長6月間の更新の手続を経るものとする。
- (4) 条例第6条第7号から第9号までの規定による給水対象区分の給水期間は、1年以内とする。ただし、給水期間終了後も引き続き給水を受けようとするときは、1年ごとに更新の手続を経るものとする。

(給水量)

第8条 条例第6条第1号、第8号及び第9号の規定による給水対象区分の給水量は、それぞれ1月につき1立方メートル以下とする。ただし、深層水商品の開発研究のため、使用者の海水淡水化装置を試運転する場合等、特に必要と認められるときは、この限りでない。

(商品開発研究の報告)

第9条 使用者は、条例第6条第1号の規定による深層水商品の開発研究が終了したときは、速やかにその成果を報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、別記様式第6号によるものとする。

(市場調査の報告)

第10条 条例第6条第2号の規定のうち深層水商品の市場調査用の給水決定を受け市場調査を終了した使用者は、速やかにその成果を報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、別記様式第10号によるものとする。

(使用水量の決定及び通知)

第11条 市長は、毎月使用水量を点検し、その計量値により使用水量を決定し、使用者に通知するものとする。ただし、条例第6条第3号から第9号までの規定による給水対象区分の個人使用については、その都度使用水量を決定するものとする。

2 前項の規定による決定の通知は、別記様式第7号によるものとする。

(使用料の徴収)

第12条 市長は、条例第14条の規定により算出した使用料を、毎月その前月分について納入通知書又は口座振込の方法により使用者から徴収するものとする。ただし、条例第6条第3号から第9号までの規定による給水対象区分の個人使用については、その都度使用者から使用料を徴収するものとする。

2 使用料の納期限は、毎月末日とする。

3 第1項に規定する納入通知書は、前項の納期限前15日までに使用者に送付するものとする。

(使用の休止等の届出)

第13条 使用者は、条例第12条の規定による休止及び廃止の届出は、当該予定日の10日前までにしなければならない。

2 前項の規定による届出は、別記様式第8号によるものとする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年規則第32号)

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第19号）

この規則は、平成15年9月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第11号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

水量メーターの基準

型式	機能	性能		備考
		耐圧強度	総合精度	
・ベンチュリー型 ・タービン型 ・電子型 ・電磁型	下記の4装置を有するものであること。 1 指示装置 単位時間使用水量を指示するもの 2 記録装置 使用水量を自記記録するもの 3 積算装置 使用水量を積算指示するもの 4 塩害装置 海洋深層水の塩害に耐えられるもの	10kg/m ² 以上の耐圧強度を有するもの	m ³ /日の計量誤差が3%以内のもの	

年 月 日

室戸市長 様

住 所
 申込者 名 称
 代表者職氏名

深層水商品の開発研究用給水申込書
 (開始 変更 更新)

次のとおり給水を ^受けたい ^ので申し込みます。
 変更したい

開発研究の目的・ 内容・方法等				
開発研究の期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
開発研究の場所		給水車両ナンバー		
使 用 水 量	区 分	1 回 当 たり	1 日 当 たり	1 箇 月 当 たり
	海洋深層水(原水)	$m^3 \times \text{個} = m^3$	$m^3 / \text{日}$	$m^3 / \text{月}$
	脱塩海洋深層水	$m^3 \times \text{個} = m^3$	$m^3 / \text{日}$	$m^3 / \text{月}$
	濃縮海洋深層水	$m^3 \times \text{個} = m^3$	$m^3 / \text{日}$	$m^3 / \text{月}$

添 付 書 類

- 1 誓約書(別記様式第1号の2)
- 2 申込者の事業内容を示す書類(会社概要等)
- 3 深層水商品の開発研究の目的、内容、方法を具体的に記載した開発研究計画書

別記様式第1号の2(第2条関係)

誓 約 書

深層水商品の開発研究用の給水につきましては、室戸市海洋深層水給水施設設置及び管理条例、同条例施行規則及び下記事項を遵守することを誓約いたします。

なお、これに従わなかったことにより、深層水の給水を受けられなくなっても異議は申しません。

記

1 海洋深層水の使用に係る工業所有権(特許権、実用新案権、意匠権及びこれらの権利を受ける権利をいう。)を取得しようとする場合は、室戸市と事前に協議して、室戸市と共同で取得すること。

なお、このときは共同出願契約を締結するとともに、その実施に当たっては、室戸市の指示に従うこと。

2 深層水商品の開発研究の成果を商品化のための営業活動及び公表行為などに使用しないこと。

3 海洋深層水の給水を受けるときは、室戸市海洋深層水給水施設の職員の指示に従うこと。

年 月 日

住 所
申込者 名 称
代表者職氏名

誓 約 書

深層水の給水を受けるにあたっては、室戸市海洋深層水給水施設設置及び管理条例、同条例施行規則及び下記事項を遵守することを誓約いたします。

なお、これに従わなかったことにより、深層水の給水を受けられなくなっても異議は申しません。

記

- 1 自主検査結果表の定期的報告を行うこと。
- 2 申請内容検証のための立入調査を受け入れること。
- 3 海洋深層水の給水を受けるときは、室戸市海洋深層水給水施設の職員の指示に従うこと。

年 月 日

申込者 住 所
名 称
代表者職氏名

別記様式第3号の2(第2条関係)

誓 約 書

深層水の給水を受けるにあたっては、室戸市海洋深層水給水施設設置及び管理条例、同条例施行規則を遵守するとともに、室戸市海洋深層水給水施設の職員の指示に従うことを誓約いたします。

なお、これに従わなかったことにより、深層水の給水を受けられなくなっても異議は申しません。

年 月 日

申込者 住 所
名 称
代表者職氏名

年 月 日

室戸市長 様

住 所
申込者 名 称
代表者職氏名

専用給水管の工事計画及び設計承認申請書

次のとおり専用給水管の工事計画及び設計の承認を受けたいので申請します。

工事場所(工事名)	()	工事種別	
-----------	-----	------	--

1 工 事 計 画

基本使用水量	$m^3/日$ $m^3/月$	時間最大使用水量	m^3
給水管	管種	管経	延長
水量メーター	製造会社名	型式	
工事期間	着工 年 月 日	完成 年 月 日	
施工予定業者			

2 設 計 図 書

別冊の設計書及び設計図のとおり。

備考

- 1 工事種別欄には、新設・改造・移転・修繕又は撤去の別を記入してください。
- 2 工事が完成したときは、速やかに報告してください。
- 3 工事内容を変更するときは、その理由を付し再提出してください。

別記様式第6号(第9条関係)

年 月 日

室戸市長 様

住 所
申込者 名 称
代表者職氏名

商品開発研究成果報告書

深層水商品の開発研究が終了しましたので、その成果を報告します。

1 深層水商品の開発研究の概要

2 成 果

別記様式第8号(第13条関係)

年 月 日

室戸市長 様

住 所
使用者 名 称
代表者職氏名

使 用 休 止 届
廃 止

次のとおり深層水の使用を 休 止 したいので届け出ます。
廃 止

使用場所(製造場所)	
使用 休 止 年月日 廃 止	年 月 日 (休止の場合 年 月 日まで)
事 由	

備考 届出後、期日又は期間を変更する場合は、その事由を付して速やかに再提出してください。

別記様式第9号(第2条関係)

年 月 日

室戸市長 様

住 所

申込者 名 称

代表者職氏名

深層水商品の市場調査用給水申込書
(開始 変更 更新)

次のとおり給水を受けたいので申し込みます。
変更したい

製造商品 (品名・規格等)		製造場所等		
市場調査期間	年 月 日 ～ 年 月 日	給水車両 ナンバー		
市場調査区分	地 域： 地 区： 店舗名等：			
使用水量	区 分	1回当たり	1日当たり	1箇月当たり
	海洋深層水(原水)	$m^3 \times \text{個} = m^3$	$m^3 / \text{日}$	$m^3 / \text{月}$
	脱塩海洋深層水	$m^3 \times \text{個} = m^3$	$m^3 / \text{日}$	$m^3 / \text{月}$
	濃縮海洋深層水	$m^3 \times \text{個} = m^3$	$m^3 / \text{日}$	$m^3 / \text{月}$

添付書類

- 1 誓約書(別記様式第3号の2)
- 2 申込者の事業内容を示す書類(会社概要等)
- 3 製造方法を具体的に記載した商品生産計画書
- 4 市場調査計画を具体的に記載した計画書

別記様式第10号(第10条関係)

年 月 日

室戸市長 様

住 所

申込者 名 称

代表者職氏名

市 場 調 査 報 告 書

深層水商品の市場調査が終了しましたので、その成果を報告します。

1 深層水商品の市場調査の概要

2 成果